

戦後教育資料

IX-46

(5)

|     |
|-----|
| 9-3 |
| 2-4 |

地方行政調査委員會議の行政事務再配分に関する  
勸告書に添付すべき別紙（総論第二の二地方公共  
団体に対する国の関與）（地方公共団体の事務に対  
する関與第二項中）

天野 288

IX-46

を能く

一 地方公共団体がその責任において行うべき事務について国のいわゆる権力的関与が認められる場合における手続は、次の通りとする。

(一) 主務大臣が、職業安定、農地関係等の調整、牧野の管理、森林計画、火薬類の取締、指定配給物資の配給に関する事務について、取消、変更又は代執行を行おうとするときは、あらかじめ(二)の委員会に申し出て、その承認を得なければならぬこととする。

二 府県知事又は主務大臣が、伝染病予防、植物防疫、家畜伝染病予防、森林牧野の害虫駆除予防に関する事務について代執行を行う場合においても、原則としては(一)の手続によるべきであるが、そのいとは、(二)の委員会にその旨を報告し、事前の承認は要しないこととする。委員会は、右の報告に基き調査をし、必要な措置を勧告することができる。

(二) 内閣総理大臣の所轄の下に国と地方公共団体との双方に対して中立な性格を有する委員会を設け、(一)に掲げる権限を行わせることとし、その組織及び運営については、次の諸点を考慮する。

一 委員は、人格が高潔で地方自治に理解があり、行政に關し識見を有する者のうちから、国会の同意を経て任命すること。

二 委員会においては、地方公共団体及び主務大臣の意見について、公平に且つ十分に陳述の機会が与えられなければならないこと。

三 委員会においては、当該地方公共団体の特殊事情及び当該行政の特殊性について、公平に且つ十分に考慮されなければならないこと。

四 委員会の承認又は不承認の決定は、速かに行われなければならないこと。但し、委員会は、地方公共団体の自発的な措置による解決を促すため別の措置を採ることを妨げないこと。

二 地方公共団体がその責任において行うべき事務について(一)の手続により

権力的関与を認めることに伴い、国の事務で地方公共団体の機関が  
国の委任を受け行うものに関する地方自治法第百四十六條の規定による  
手続は、再検討することが必要である。この場合において地方公共団体の  
長に対する罷免の制度は、廃止すべきである。